

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0430 第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)が改正され、令和3年5月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
41	百日咳菌抗原定性	イムノクロマト法	217	免疫 144	*

[注]

*:ア 関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、イムノクロマト法により百日咳菌抗原を測定した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「41」レジオネラ抗原定性(尿)を準用して算定する。

イ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」百日咳菌核酸検出又は同区分「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。